

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長 井 市 長

市町村名 (市町村コード)	長 井 市 (62090)
地域名 (地域内農業集落名)	西根地区 (五祭所、平田、上郷、山岸、福田、中の目、高堰、谷地、川北、川中、川南、中里、草西、大沖、新町、桐館、仁府、岡、平、高野、唐梅、御釜、蔵京一、蔵京二、里巻)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・地域の全経営面積に対する中心経営体の面積比率は、101.3%と高く担い手も多いが、担い手の高齢化も進んでおり、将来の農地の引き受け手が心配な状況にある。
・大規模農家については、米価の低迷、資材や燃料の高騰が不安視され、担い手の経営基盤の強化が課題である。
※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・一部地域であるが、基盤整備事業の実施により農地の利便性の向上、高収益作物への転換が見込まれている。
・労働力不足が地域の課題として大きい
・管理作業の委託など高齢者の活躍の場の創出やスマート農業の導入等により、担い手の農地利用の効率化
・多様な人材による農地保全を地域ぐるみで進めていく

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	103 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	87 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針※
・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圃を解消する。 ・耕作放棄地を解消する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
現在、草岡地区について、圃場整備事業が実施中であり、令和12年度に完成予定。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
担い手は十分確保されている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
ドローン等を活用した空中散布防除の推進や管理作業等の農作業委託について地域を挙げて取り組んでいる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ① 当地域でもクマ、イノシシ等による被害が出ていたことから、中山間地域等直接支払い制度を利用し、いち早く電気柵の導入や草刈り等による緩衝帯の設置により鳥獣被害の防止に取り組んでおり、今後も効果的な防止対策を図っていく。
- ② 減農薬、減化学肥料を進める一環として、特別栽培米のつや姫の栽培に今後も取り組んでいきたい。
- ③ 防除へのドローンの導入などに取り組んでいるが、今後ともスマート農業を進めていきたい。
- ⑦ 草刈りや水路の管理、補修等を地域の担い手を中心となって住民を巻き込んだ管理組織で行っており、引き続き地域の組織で担っていきたい。
- ⑧ もともと農業が基幹産業である土地柄であり、地域に2つのライスセンターを地域で運営しており、今後も地域農業の維持・発展のためこれらの運営を行っていきたい。
- ⑨ 米沢牛の産地でもある地域柄、農畜連携が図られており、大規模な飼料作物生産を引き続き取り組んでいきたい。